

消 食 表 第 80 号
令和 3 年 2 月 26 日

各

都道府県知事 保健所設置市長 特別区長

 殿

消 費 者 庁 次 長
(公 印 省 略)

食品表示法第 10 条の 2 第 1 項の規定に基づく食品の自主回収の届出について

「食品表示法の一部を改正する法律」(平成 30 年法律第 97 号)、「食品表示法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令」(令和元年政令第 125 号)及び「食品表示法第 6 条第 8 項に規定するアレルギー、消費期限、食品を安全に摂取するために加熱を要するかどうかの別その他の食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項等を定める内閣府令の一部を改正する内閣府令」(令和 2 年内閣府令第 8 号)が令和 3 年 6 月 1 日に施行されます。

これに伴い、別添のとおり「食品表示法第 10 条の 2 第 1 項の規定に基づく食品の自主回収の届出」を新たに定めましたので、関係部局や貴管内食品関連事業者等に対する周知徹底を始め、その運用に遺漏なきよう取り計らいをお願いします。

また、食品表示法(平成 25 年法律第 70 号)違反等の食品について、食品衛生上の問題がなく、かつ表示の是正をすることが可能な場合においては、表示の是正を行った上で、食品としての利用を図るなど、過剰な回収による食品ロスにつながらないよう、併せて食品関連事業者等へ助言をお願いします。

なお、別添の通知内での法令の各条項については、令和 3 年 6 月 1 日時点のものであることに御留意をお願いします。

(連絡先) 消費者庁食品表示企画課 一条、高橋、坊、村松 TEL : 03-3507-9222 (直通) FAX : 03-3507-9292

別添

制定 令和3年2月26日消食表80号

食品表示法第10条の2第1項の規定に基づく食品の自主回収の届出

第1 食品表示法第10条の2第1項の規定に基づく食品の自主回収の届出の対象等

届出の対象は、食品表示法（平成25年法律第70号。以下「法」という。）第10条の2第1項に定めるとおり、食品関連事業者等が、食品表示法第6条第8項に規定するアレルギー、消費期限、食品を安全に摂取するために加熱を要するかどうかの別その他の食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項等を定める内閣府令（平成27年内閣府令第11号。以下「6条8項府令」という。）で定める事項について、食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）に従った表示がされていない食品の販売をした場合において、自ら当該食品を回収した場合とする。なお、消費期限及び賞味期限を超過した食品であっても、同様に自ら当該食品を回収した場合、届出を要することに留意すること。

また、食品関連事業者等が、食品の自主回収の届出を既に行っている場合であっても、当該食品による消費者の生命又は身体に対する危害が報告されている場合には、当該食品関連事業者等の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事（保健所を設置する市（法第15条第5項に規定する保健所を設置する市をいう。）又は特別区にあつては、市長又は区長。以下同じ。）は、法第6条第8項の規定に基づき、回収等の命令の措置を検討すること。

なお、法第10条の2第1項の規定によらないものの、アレルギーのうち「特定原材料に準ずるもの」の表示不備を理由として食品関連事業者等が自主回収を行った場合、当該食品関連事業者等の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事は、消費者の生命又は身体に対する危害の発生防止の観点から、当該食品関連事業者等に対し、積極的な届出を促すこと。

第2 法第10条の2第1項の規定に基づく食品の自主回収の届出を要しない場合

- 1 法第10条の2第1項に定めるとおり、6条8項府令第4条で規定する

「食品の販売の相手方(消費者を含む。)が特定されている場合であって、当該食品の販売をした食品関連事業者等が当該販売の相手方に直ちに連絡することにより、当該食品が摂取されていないこと及び摂取されるおそれがないことが確認されたとき」に該当する場合は、届出を要しない。具体的な事案は以下のとおり。

- (1) 地域の食品製造事業者が、同一地区の個人経営の小売店に消費期限を付していない食品を販売したが、当該製造事業者から当該小売店に連絡を行い、当該小売店が消費者への販売前に販売を取りやめた場合であって、かつ、当該小売店の職員の摂取についても想定されないとき。
 - (2) 地域の個人経営の小売店が連絡先を知っている消費者に消費期限を付していない食品を販売したが、直ちに当該消費者に連絡し、当該消費者が当該食品を返品するなどして摂取が想定されないとき。
- 2 6条8項府令で定める事項に係る違反に該当しない場合は届出を要しない。具体的な事案は以下のとおり。
- (1) 生食用と表示する予定であった魚介類等の食品に加熱加工用と表示した場合
 - (2) 保存温度を本来表示する温度よりも低く表示した場合
 - (3) 期限表示を本来表示する期限よりも短く表示した場合
 - (4) その他食品表示基準第9条、第14条、第17条、第23条、第28条、第31条、第36条又は第39条の規定に抵触する可能性はあるものの、6条8項府令で定める事項の違反とはならない場合

第3 食品の自主回収の届出事項等

1 食品の自主回収の届出事項

食品関連事業者等は、食品の自主回収に着手した後、遅滞なく、以下に掲げる事項を食品関連事業者等の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出ること。

なお、食品衛生法(昭和22年法律第233号)第58条第1項の規定に基づく食品の自主回収報告の届出先は、食品関連事業者等の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事に限られておらず、届出先が異なる場合があることに留意すること。

- (1) 食品関連事業者等の氏名又は名称及び住所(法人にあつては、その主たる事務所の所在地)
- (2) 食品関連事業者等が回収の事務を他の者に指示し、又は委託した場

合には当該者の氏名又は名称及び住所（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）

- (3) 当該食品の商品名及び名称、当該食品に関する表示の内容その他の当該食品を特定するために必要な事項
- (4) 当該食品が法第 10 条の 2 第 1 項に該当すると判断した理由
- (5) 当該食品の回収に着手した時点において判明している販売先、販売先ごとの販売日及び販売数量
- (6) 当該食品の回収に着手した年月日
- (7) 当該食品の回収の方法
- (8) 当該食品が摂取されたことに起因する消費者の生命又は身体に対する危害の発生の有無

2 届出事項の変更等に関する届出

食品関連事業者等は、第 3 の 1 に掲げる事項に変更があったとき、又は食品の自主回収が終了したとき（当該食品関連事業者等が食品の自主回収の事務を他の者に指示し、又は委託した場合にあっては、自主回収が終了したことを確認したとき）は、遅滞なく、その旨を食品関連事業者等の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出ること。

3 届出の方法

- (1) 食品の自主回収の届出に当たっては、食品衛生法第 58 条第 1 項の規定に基づく届出と同様に、厚生労働省の電子申請システム（食品表示法については現在、開発中。委細に関しては別途行う通知を参照。）の活用を推奨すること。

なお、電子申請システムを使用せず届出をする場合にあっては、「食品等の自主回収届出等に関する様式及び記載要領について」（令和 2 年 8 月 3 日付け薬生食監発 0803 第 2 号）の別添 1 を使用すること。

- (2) 食品関連事業者等は、「特定保健用食品を摂取する上での注意事項」、「機能性表示食品を摂取する上での注意事項」又は「栄養機能食品を摂取する上での注意事項」の表示違反に係る自主回収の届出は、消費者庁長官に直接行うこと。また、特別区の区長に報告を行うこととされている届出のうち、卸売市場法（昭和 46 年法律第 35 号）第 2 条第 2 項に規定する卸売市場（花きの卸売のために開設されるものを除く。）に係るものについても、消費者庁長官へ直接届出を行うこと。

なお、上記以外についても特に必要と認められる場合にあっては、消費者庁長官へ直接届出を行うことができる。

第4 都道府県知事による報告

1 都道府県知事は、食品関連事業者等から、法第10条の2第1項の規定による届出を受けた場合には、第3の1に掲げる事項に加えて、以下に掲げる事項を消費者庁長官に報告すること。

- (1) 6条8項府令第5条第2項による届出を受けた場合にはその旨
- (2) 6条8項府令第5条第3項による届出を受けた場合にはその旨
- (3) 法第8条第1項の規定による報告を求めた場合にはその旨及びその報告の内容
- (4) その他参考となる事項

2 上記の報告を行う際には、以下の2分類に区分した上で消費者庁長官へ報告すること。

分類	対象となる食品	対象となる表示事項
CLASS I	喫食により直ちに消費者の生命又は身体に対する危害の発生の可能性が高いもの	6条8項府令で定める事項のうち、アレルギー（特定原材料に準ずる品目も含む。）、及びL-フェニルアラニン化合物を含む旨に関する表示
CLASS II	喫食により消費者の生命又は身体に対する危害の発生の可能性があるものであってCLASS Iに分類されないもの	6条8項府令で定める事項に該当する表示のうちCLASS Iの対象となる表示事項を除いたもの

なお、CLASS IIに該当する食品を自主回収した案件であっても、健康危害が生じていることを確認した場合は、CLASS Iとして報告するとともに、健康危害を拡大させないように法第6条第8項に基づく回収命令等の必要な措置を検討すること。

第5 経過措置等

法第10条の2の規定は、令和3年6月1日以降に着手される、同条に規定する食品の自主回収に適用すること。

なお、施行日前に食品関連事業者等が着手している食品の自主回収であっても、当該食品関連事業者等の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事は、当該食品関連事業者等に対して電子申請システム等を利用した情報提供を促し、消費者に対して安全情報の提供に努めること。

第6 その他

- 1 6条8項府令第1条に定められていない事項の食品表示基準違反に係る食品の自主回収については、法第10条の2第1項の規定に基づく届出義務はないが、食品関連事業者等が任意で届出を行う場合は、食品関連事業者等は、第3の3(1)に準じて消費者庁長官へ直接届出を行うことができる。

- 2 国又は都道府県知事が受け付けた届出(法第10条の2第1項の規定による届出以外の自主回収の届出を含む。)は、全て電子申請システムにより公表する。なお、電子申請システムにより公表を行った場合であっても、都道府県知事が別途公表を行うことは妨げない。

- 3 食品関連事業者等は、食品ロスの削減の推進に関する法律(令和元年法律第19号)の主旨に鑑み、店頭における食品について、表示の是正等、自主回収以外の適切な対応を行い、また、自主回収した食品であっても、食品衛生上の問題がなく、かつ表示の是正をすることが可能な場合は、食品の有効活用を行い、ひいては過剰な食品ロスとならないように努めること。